



<対策のポイント>

農山漁村の活性化と所得向上を図るため、地域における実施体制の構築、観光コンテンツの磨き上げ、多言語対応やワーケーション対応等の利便性向上、滞在施設等の整備等を一体的に支援するとともに、国内外へのプロモーションや地域が抱える課題解決のための専門家派遣等を支援します。

<事業目標>

都市と農山漁村の交流人口の増加（1,540万人 [令和7年度まで]）

<事業の内容>

<事業イメージ>

1. 農泊推進事業

- ① 農泊の推進体制構築や魅力ある観光コンテンツの開発、新たな取組に必要な人材確保、インバウンド受入環境の整備等を支援します。  
【事業期間：2年間、交付率：定額（上限500万円/年等）】
- ② 実施体制が構築された農泊地域を対象に、多言語対応やワーケーション受入対応、地元食材・景観等を活用した高付加価値コンテンツ開発等を支援します。  
【事業期間：上限2年間、交付率：1/2等】



地元食材・景観等を活用した高付加価値コンテンツの開発

2. 施設整備事業

- ① 農泊を推進するために必要となる古民家等を活用した滞在施設、一棟貸し施設、体験・交流施設の整備や、活性化計画に基づく農産物販売施設等の整備を支援します。  
(活性化計画に基づかない事業)  
【事業期間：2年間、交付率：1/2（上限2,500万円、5,000万円、1億円）】  
(活性化計画に基づく事業)  
【事業期間：原則3年間、交付率：1/2等】
- ② 地域内で営まれている個別の宿泊施設の改修を支援します。（農家民泊から農家民宿へ転換する場合、促進費の活用可能）【事業期間：1年間、交付率：1/2（上限1,000万円/経営者、5,000万円/地域）】



古民家を活用した滞在施設

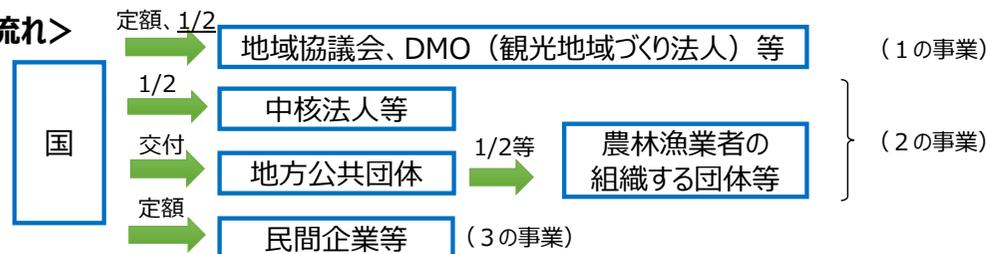
3. 広域ネットワーク推進事業

戦略的な国内外へのプロモーション、農泊を推進する上での課題を抱える地域への専門家派遣・指導、農泊の成果や利用者のニーズ等の調査を行う取組等を支援します。【事業期間：1年間、交付率：定額】



課題に応じた専門家の派遣・指導

<事業の流れ>



※下線部は拡充内容

○ 農泊の運営主体となる地域協議会等に対して、ソフト・ハード両面から一体的に支援を行う。

## 農泊推進体制

法人化された**中核法人**※を中心として、多様な関係者がプレイヤーとして**地域協議会**に参画し、**地域が一丸**となって取り組む。

（構成員に農林水産業のいずれかに関わる者を含むこと）

※ 中核法人の主たる役割は、農林漁業関連、観光協会等の非営利事業、体験・ガイド、宿泊事業等

## 地域協議会

### 中核法人

- 宿泊業
- 飲食業
- 交通業
- 市町村
- 小売業
- 農林水産業
- 情報通信業
- 旅行業
- 金融業

### 市町村・中核法人



### 地域協議会との連携



※民泊等の経営者が単独で事業を申請することは不可

地域協議会の取組への支援

市町村・中核法人等の取組への支援

## <ソフト対策>

### 農泊実施体制等の構築

<b>農泊推進事業</b>	農泊をビジネスとして実施できる体制の構築、観光コンテンツの磨き上げ等に要する経費を支援 〔ワークショップの開催、地域協議会の設立・運営、地域資源を活用した体験プログラム・食事メニュー開発 等〕	事業実施期間：2年間 交付率：定額 上限：1年目、2年目とも500万円/年
+		
<b>人材活用事業</b>	新たな取組に必要な人材の雇用等に要する経費を支援 ※農泊推進事業と併せて実施すること	事業実施期間：2年間 交付率：定額 上限：1年目、2年目とも250万円/年

### 完了後

### 農泊経営の高度化

農泊推進事業完了地区を対象に、集客力の向上や経営の安定等を図るための取組に要する経費を支援

<b>農泊地域高度化促進事業</b>	<ol style="list-style-type: none"> <li><b>インバウンド対応</b> 〔Wi-Fi、キャッシュレス、多言語対応、トイレの洋式化、インバウンド向け食事メニュー開発 等〕</li> <li><b>高付加価値対応（食・景観）New</b> 〔地元食材を活用した食事メニュー開発 ・景観・歴史・伝統文化等を活用した体験プログラム開発 等〕</li> <li><b>ワーケーション対応 New</b> 〔Wi-Fi、オフィス環境（机、椅子、アクリル板等）整備、企業等への情報発信 等〕</li> </ol> <p>※当該事業による支援は1回限り。 また、①とそれ以外（②、③）の同時実施は不可。</p>	事業実施期間：最大2年間 交付率：①定額等 ②③1/2 上限：①200万円 ②③100万円、150万円 ※②③の助成額について 「食」「景観」「ワーケーション」のうち、一つのみ実施の場合 ⇒ <b>上限100万円</b> （国費） 二つ以上実施の場合 ⇒ <b>上限150万円</b> （国費）
--------------------	--	--

## <ハード対策>

### 宿泊施設等の充実

※以下2つの実施形態のうちいずれか。

<b>市町村・中核法人実施型</b>	古民家等を活用した滞在施設、体験交流施設、農林漁家レストラン等の整備に要する経費を支援	事業実施期間：原則2年以内 交付率：1/2 上限：原則2,500万円（国費）
<b>農家民泊経営者等実施型</b>	農家民泊経営者等が現在営んでいる宿泊施設の改修に要する経費を支援 ※農家民泊から旅館業法の営業許可を取得した農家民宿に転換するための整備を行う場合、併せて転換促進費の活用が可能（1経営者あたり最大100万円）	事業実施期間：原則1年以内 交付率：1/2 上限：1,000万円/経営者（国費） （1地域あたり5,000万円）

このほか、農山漁村活性化法による活性化計画に基づき、農泊に取り組む地域への集客力を高めるための農産物販売施設等の整備が可能（交付率：1/2、上限：1計画あたり4億円）

○ このほか、国内外へのプロモーション事業を通じた農泊地域の魅力発信を行い、農泊需要の喚起を推進

○令和3年度予算における農泊推進対策の支援内容等について

ソフト対策	1. 農泊推進事業	支援内容	農泊をビジネスとして実施できる体制の構築、観光コンテンツの開発等に要する経費 (ワークショップの開催、地域協議会の設立・運営、地域資源を活用した体験プログラム・食事メニューの開発、各種データの収集及びそれらに基づく戦略の策定、戦略に基づく一元的な情報発信・プロモーション、インバウンド対応のための環境整備 (Wi-Fi、キャッシュレス、多言語対応 等))
		事業実施主体	・地域協議会 ※ 農泊の中核を担う法人 (株式会社、一般社団法人等) 又は当該法人となる見込みの団体が協議会の構成員であること ・地域協議会以外の場合は以下の団体 (農業協同組合、農業協同組合連合会、森林組合、森林組合連合会、漁業協同組合、漁業協同組合連合会、農林漁業者の組織する団体、地方公共団体が出資する団体、地域再生推進法人、PFI事業者、NPO法人)
		交付率等	定額 (上限: 1年目、2年目とも500万円)
		事業実施期間	2年
		1-1. 人材活用事業	支援内容
		事業実施主体	1の事業を実施している者
		交付率等	定額 (上限: 1年目、2年目とも250万円)
		事業実施期間	2年
	2. 農泊地域高度化促進事業	支援内容	地域の实情に応じて①～③を実施 (①又はそれ以外 (②、③) のいずれか一方を実施した後、他方を実施することは不可。また、①とそれ以外 (②、③) を同時に実施することも不可)
			①インバウンド対応
②高付加価値化対応 (食・景観)			②コンテンツの高付加価値化に対応する追加的な取組に要する経費 (1)食 ・地元食材を活用した商品開発、地元生産者との供給・連携体制の構築、地元食材を活用した新たな食事メニューの開発及び地域全体での提供、地域の食文化等を活かした体験プログラムの開発 等
③ワーケーション対応			(2)景観 ・地域の景観 (歴史・伝統文化等に係るものを含む。) を活用した体験プログラムの開発、案内看板の設置 等
事業実施主体			③ワーケーション受入のための環境整備に要する経費 ・Wi-Fi環境の整備、オフィス環境 (机、椅子、アクリル板等) の整備、企業等への情報発信 等 地域協議会 ※ ただし、1の事業を実施し完了した者に限る
	交付率等	① 定額 (助成額の上限: 200万円) ※ただしトイレの洋式化は1/2 ②、③ 1/2 (助成額の上限: 「食」、「景観」、「ワーケーション」のいずれか1つを実施する場合は100万円、複数を実際に実施する場合は150万円) ※ ただし事業と併せて行う簡易な施設整備に係る助成額の上限は、併せ行うソフト対策に対する助成額よりも低い額とする	
	事業実施期間	最大2年	

ハード対策	<b>3-1. 施設整備事業</b> 【活性化計画に基づかない場合】 ①市町村・中核法人実施型 ②農家民泊経営者等実施型 ア 旅館業法に基づく営業許可取得に最低限必要な整備 イ 宿泊施設の質の向上のために必要な整備	支援内容	① 古民家等を活用した滞在施設、体験交流施設、農林漁家レストランの整備に要する経費（②を実施していないこと） ② 農家民泊経営者等が営む宿泊施設の改修に要する経費（①を実施していないこと） ※ 1施設でアとイを併せ行うことが可能
		事業実施主体	① 市町村、農泊の中核を担う法人、右記の団体 ② 地域協議会と地域内の農家民泊経営者等との連携体
		交付率等	① 1/2（上限：原則2,500万円） ※ ただし、古民家等の遊休施設を活用した施設整備で一定の要件を満たす場合は上限5,000万円、市町村所有の廃校等の遊休施設を活用した大規模宿泊施設整備で一定の要件を満たす場合は上限1億円 ② 1/2（上限：1地域あたり5,000万円 かつ 1経営者あたり1,000万円）
		事業実施期間	① 原則2年以内、② 原則1年以内
		① 農業協同組合、農業協同組合連合会、森林組合、森林組合連合会、漁業協同組合、漁業協同組合連合会、農林漁業者の組織する団体、地方公共団体が出資する団体、地域再生推進法人、PFI事業者、NPO法人	
	<b>3-2. 農家民宿転換促進費</b>	支援内容	農家民泊から旅館業法の営業許可を取得した農家民宿に転換するために要する経費 ※ 3-1の②のアを行う場合のみ
		事業実施主体	地域協議会と地域内の農家民泊経営者等との連携体
		交付率等	定額（上限：1経営者あたり100万円又は3-1の②のアの事業費の1/2のいずれか低い額）
		事業実施期間	1年
	<b>3-3. 施設整備事業</b> 【活性化計画に基づく場合】	支援内容	農泊に取り組む地域への集客力等を高めるための農産物販売施設等（農林水産物直売所、農林水産物処理加工施設等）の整備に要する経費
事業実施主体		都道府県、市町村等（地方公共団体が作成する活性化計画に位置付けられれば民間団体が事業実施主体となることも可能） ※ 都道府県又は市町村が、農山漁村活性化法に基づく活性化計画を策定	
交付率等		1/2等（上限：1計画あたり4億円）	
事業実施期間		原則3年以内	
ソフト対策	<b>4. 広域ネットワーク推進事業</b> ①都道府県事業 ②全国事業 ③地方農政局事業	支援内容	① 農泊に取り組む地域の都道府県単位でのネットワーク化と農泊に取り組む地域の拡大等に要する経費 (1) 都道府県単位での調査・研究、普及・啓発及びこれらを通じた人と情報のネットワーク構築等の取組 (2) 農泊に取り組む地域の拡大に向け、都道府県単位でネットワーク組織を構築し、一定水準の農泊の取組を行っている地域を選定する取組 ②、③ 農泊の魅力を国内外の消費者に発信するためのプロモーション、農泊地域等の経営能力向上のための経営セミナー、農泊地域等における様々な課題を解決するための専門家派遣、農泊の効果分析や取組の成果の横展開のための調査・研究等
		事業実施主体	① 都道府県 ②、③ 民間企業等
		交付率等	① 定額（上限：250万円または300万円） ※上記(1)の取組のみを実施する場合にあっては、交付上限額を250万円とする。 ※上記(1)と(2)のいずれの取組も行う場合のみ、交付上限額を300万円とする（同一都道府県に対して一度限り） ②、③ 定額（上限額は取組毎に設定）
		事業実施期間	1年